

1 はばたけ子供の未来応援交付金について

子どもたちの未来を応援するために、行政ができることは何でしょうか。

子どもたちは一人ひとり、興味や関心、得意なこと、将来の夢が異なります。だからこそ、自分に合った環境や進路を選び、さまざまな経験を通して可能性を広げていくことが大切だと考えます。

本市では、令和8年度から「子供の未来応援事業」が始まりました。

小学校入学時に3万円、中学校進学時に4万円を交付し、家庭での学習環境や体験活動を支援することで、子どもたちの可能性を最大限に引き出すことを目的とした事業です。

一方で、この事業は竹原市立学校への入学・進学を促すという政策的な目的も持っていることから、市外の学校へ進学する場合には対象外となっています。

私は、この制度そのものに反対しているわけではありません。

むしろ、子どもたちの可能性を広げ、子育て世帯を支援する大切な施策だと考えています。だからこそ、制度をより良いものにしていくためには、事業の目的と対象要件が整合しているのか、また、対象を限定することで期待する政策効果が本当に得られるのかを検証していくことが重要だと考えます。

今回、私は独自のアンケートを子育て世代に実施し、保護者85名、子ども21名から回答を得ました。そこで、今回は事業の目的、対象要件、政策効果、支援のあり方、そして、今後の制度検証についてお伺いいたします。

- ① 3月の予算特別委員会では、本事業について「子どもたちの可能性を最大限に引き出すことを第一義」とし、その上で市立学校への入学を促すとの答弁がありました。本事業において、「子どもの可能性を最大限に引き出すこと」と「市立学校への入学を促すこと」は、それぞれどのような位置付けとなっているのでしょうか。現在も「子どもの可能性を最大限に引き出すこと」

が第一義であり、市立学校への進学促進は、そのための政策的目的の一つという整理でよいのか、市の考えを伺います。

- ② 本市では、市外の学校へ進学する児童生徒は毎年10名程度と伺っています。そこで、令和8年度の支給対象者数と対象外となった児童生徒数をお示しください。併せて、市外進学者を対象外とした具体的な理由について、見解を伺います。
- ③ 3月の予算特別委員会の答弁では、「政策的目的を持って対象者を限定することで、政策効果を高める場合がある」との説明がありました。そこで、市外進学者を対象外とすることで期待する政策効果とその効果をどのような指標や方法で検証していくのか伺います。
- ④ 今回、私が独自で実施した保護者アンケートでは、「制度を知らなかった」、「制度の内容や目的が分かりにくい」といった声も寄せられました。そこで、現在どのような方法で周知を行っているのか。また、制度の目的や対象要件について、より分かりやすく伝える工夫を行う考えはあるのか伺います。

2 飼い主のいない猫対策における行政と市民の協働について

飼い主のいない猫をめぐっては、ふん尿や鳴き声、無秩序な繁殖などによる生活環境への影響がある一方で、「猫を保護したい」、「地域で何とかしたい」という市民の声もあります。

私は、この問題を「猫が好きか嫌いか」という個人の価値観の問題ではなく、地域の生活環境をどう改善していくのかという地域全体の課題として考える必要があると思っています。

広島県では、市町の役割として、地域に密着した苦情や相談への対応、動物愛護推進員やボランティアに対する地域の取組の支援、人と動物の共通感染症対策や普及啓発などを位置づけています。

また、野良犬・野良猫対策について、市町が地域住民などと連携して取り組むための県の補助制度も設けられています。

一方、本市で実際に市民から相談や苦情を受ける担当職員は、動物愛護だけを専門に担当しているわけではなく、さまざまな業務を抱えながら対応しています。

だからこそ、職員だけで対応するのではなく、専門的な知識を持つ方や地域で活動する市民とつながり、行政と市民が一緒に解決していく仕組みが必要ではないでしょうか。

三次市では、動物愛護推進員と行政が連携し、「にゃんでも相談会」や一斉TNRなどに取り組んでいます。さらに、推進員の活動を市民が支える「わんにゃんサポーター」の仕組みもつくられています。

本市にも動物愛護推進員がいますが、地域猫の課題について、行政と継続的に連携する仕組みについては、さらに検討の余地があると考えます。

今回、三次市で積極的に活動されている動物愛護推進員の方から、竹原市の職員へのレクチャーや「にゃんでも相談会」の開催に向けた指導について、協力したいとの申し出をいただいています。

私は、新しい制度を一からつくることだけを考えるのではなく、既にある人材や市外の専門的な知識・経験も活用しながら、まず竹原市でできることから一歩を踏み出すことが大切だと考えます。

そこで、本市の飼い主のいない猫対策について、4点お伺いいたします。

- ① 飼い主のいない猫について、市民から相談や苦情が寄せられた場合、本市ではまず、どのような対応をされているのでしょうか。

また、県や動物愛護センターにつなぐことに加えて、市として現場の状況を確認したり、必要な支援につないだりすることはあるのか、お伺いいたします。

- ② 飼い主のいない猫の相談は、同じ場所で何度も繁殖していたり、近隣住民とのトラブルにつながっていたりするなど、簡単には解決できないケースもあると思います。

こうした相談や苦情への対応について、担当職員の負担を市はどのように捉えているのでしょうか。

また、職員だけで対応するのではなく、動物愛護推進員や獣医師など、専門的な知識を持つ方に相談しながら対応する仕組みをつくる考えはないのか、市の見解を伺います。

- ③ 広島県には、野良犬・野良猫対策のための補助制度があり、捕獲器の整備や不妊去勢手術、地域猫活動、普及啓発などに活用することができます。一方で、県の補助率が以前より下がり、市の負担が増えていることも承知しています。

そこで伺います。本市は現在、この県の補助制度をどのように活用しているのか。

また、今後、県の補助制度も活用しながら、竹原市として新たに取り組めることについて、どのように考えておられるのか伺います。

- ④ 三次市では、動物愛護推進員と市が連携し、「にゃんでも相談会」や一斉TNRを行うなど、行政だけでなく、市民や専門家と一緒に取り組んでいます。さらに、市民が活動を支える「わんにゃんサポーター」という仕組みも始めています。

本市でも今回、三次市で活動されている動物愛護推進員の方から、協力したいとの申し出があります。そこで伺います。こうした協力の申し出も踏まえ、まずは職員研修や相談会など、竹原市で実施可能な取組について、具体的に検討してみてもいいでしょうか。

そして、その経験をもとに、将来的に市民やボランティアと一緒に取り組める仕組みをつくっていくお考えはないか、市の見解を伺います。